

IFRIC Update 2022 年 6 月

IFRIC Update は、IFRS 解釈指針委員会（委員会）が公開の会議において至った決定の要約である。過去の Update は [IFRIC Update アーカイブ](#) で見ることができる。

委員会は 2022 年 6 月 14 日から 15 日に会議を行い、次のことについて議論した。

[委員会の暫定的なアジェンダ決定](#)

- 多通貨保険契約グループ（IFRS 第 17 号「保険契約」及び IAS 第 21 号「外国為替レート変動の影響」） — アジェンダ・ペーパー6

[審議会の検討を求めるアジェンダ決定](#)

- 金融資産の決済として電子送金で受け取る現金（IFRS 第 9 号「金融商品」） — アジェンダ・ペーパー3
- 負の低排出車クレジット（IAS 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」） — アジェンダ・ペーパー4
- 特別買収目的会社（SPAC）：公開株式の金融負債又は資本への分類（IAS 第 32 号「金融商品：表示」） — アジェンダ・ペーパー5
- 年金契約グループに基づく保険カバーの移転（IFRS 第 17 号「保険契約」） — アジェンダ・ペーパー7

[その他の事項](#)

- 超インフレの親会社による超インフレではない子会社の連結（IAS 第 21 号「外国為替レート変動の影響」及び IAS 第 29 号「超インフレ経済下における財務報告」） — アジェンダ・ペーパー2
- 仕掛中の作業 — アジェンダ・ペーパー8

[IFRIC Update への補遺 — 委員会のアジェンダ決定](#)

- 負の低排出車クレジット（IAS 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」） — アジェンダ・ペーパー4
- 特別買収目的会社（SPAC）：公開株式の金融負債又は資本への分類（IAS 第 32 号「金融商品：表示」） — アジェンダ・ペーパー5
- 年金契約グループに基づく保険カバーの移転（IFRS 第 17 号「保険契約」） — アジェンダ・ペーパー7

[関連情報](#)

[作業計画](#)

[一貫した適用の支援](#)



委員会の暫定的なアジェンダ決定

委員会は、以下の事項について議論を行い、作業計画に基準設定プロジェクトを追加しないことを暫定的に決定した。委員会は、これらの暫定決定（基準設定プロジェクトを追加しない理由を含む）を今後の会議で再検討する予定である。委員会は暫定的なアジェンダ決定に対するコメントを求めている。関心のある関係者は、コメントを open for comment ページで提出することができる。すべてのコメントは公開の記録に記載されウェブサイトに掲載される。ただし、回答者が機密とすることを要請し我々がその要請を認めた場合は除く。そうした要請は、十分な理由（例えば、商業上の機密）の裏付けがない限り、通常は認めない。委員会は、締切日までに書面で受け取ったすべてのコメントを考慮する。締切日後に受け取ったコメントは、委員会が検討するアジェンダ・ペーパーにおいては分析されない。

多通貨保険契約グループ（IFRS第17号「保険契約」及びIAS第21号「外国為替レート変動の影響」） — アジェンダ・ペーパー6

委員会は、複数の通貨でのキャッシュ・フローを生み出す保険契約の会計処理方法に関する要望書を受け取った。

要望書は次のことを質問していた。

- a. 保険契約ポートフォリオを識別するためにIFRS第17号を適用する際に、企業は外国為替レート・リスクを考慮するかどうか
- b. 複数の通貨でのキャッシュ・フローを生み出す保険契約グループ（多通貨保険契約グループ）を測定するにあたり、企業はどのようにIAS第21号をIFRS第17号と組み合わせて適用するか

保険契約ポートフォリオの識別

IFRS第17号は、保険契約グループを認識し測定することを企業に要求している。保険契約グループを設定するにあたっての第1のステップは、保険契約ポートフォリオを識別することである。IFRS第17号の第14項は、「ポートフォリオは、類似したリスクに晒されていて一括して管理されている複数の契約で構成される」と述べている。要望書は、外国為替レート・リスクは保険契約が「類似したリスクに晒されている」かどうかを評価する際に企業が考慮するリスクの1つであるかどうかを質問している。

IFRS第17号は、金融リスク及び保険リスク（非金融リスク）を定義している。金融リスクは「（前略）外国為替レート（以下略）について生じ得る将来の変動リスク」を含むものと定義されている。IFRS第17号が特定のリスクのみ（例えば、非金融リスクのみ）を考慮又は反映することを企業に要求している場合には、考慮又は反映すべきリスクに明示的に言及している。したがって、委員会は次のような結論を下した。IFRS第17号の第14項は特定の種類のリスクを明示せずに「類似したリスク」に言及しているため、企業は保険契約ポートフォリオを識別する際にすべてのリスク（外国為替レート・リスクを含む）を考慮することを要求される。しかし、「類似したリスク」は「同一のリスク」を意味するものではない。したがって、企業は異なる通貨の外国為替レート・リスクに晒されている契約を含んだ契約ポートフォリオを識別する可能性がある。委員会は、企業が何を「類似したリスク」と考えるのかは、企業の保険契約におけるリスクの性質及び程度に依存すると考えた。

多通貨保険契約グループの測定

企業は、保険契約グループを履行キャッシュ・フローと契約上のサービス・マージンの合計額で測定する。IFRS第17号の第30項は次のように述べている。「IAS第21号（中略）を外貨でのキャッシュ・フローを生

じさせる保険契約グループに適用する際に、企業は、契約グループ（契約上のサービス・マージンを含む）を貨幣性項目として扱わなければならない」。

IAS第21号の第8項は、貨幣性項目を「保有している通貨単位及び固定又は決定可能な数の通貨単位で受け取るか又は支払うこととなる資産及び負債」と定義しており、第20項は、外貨建取引を「外国通貨で表示されているか又は外国通貨での決済を要求する取引」として記述している。IAS第21号の第21項から第24項は、企業に次のことを要求している。

- a. 当初認識時に、機能通貨での外貨建取引を取引日現在の直物為替レートで認識する。
- b. 貨幣性項目の帳簿価額を他の関連する会計基準書と合わせて決定する。
- c. 報告期間の末日において、外貨建貨幣性項目を決算日レートを用いて機能通貨に換算する。

IFRS第17号とIAS第21号の両方の要求事項が、単一の通貨で表示されているか又は単一の通貨での決済を要求している取引又は項目に言及している。IFRS会計基準には、複数の通貨でのキャッシュ・フローを生み出す取引又は項目の通貨表示を決定する方法についての明示的な要求事項が含まれていない。

したがって、委員会は、多通貨保険契約グループを測定するにあたり、企業は次のようにすると考えた。

- a. IFRS第17号におけるすべての測定の要求事項を保険契約グループに適用する。これには、当該グループ（契約上のサービス・マージンを含む）を貨幣性項目として扱うという第30号の要求が含まれる。
- b. IAS第21号を適用して、報告期間の末日において、当該グループ（契約上のサービス・マージンを含む）の帳簿価額を決算日レートで換算する。
- c. 当初認識時に当該グループ（契約上のサービス・マージンを含む）が表示される単数又は複数の通貨を決定するための会計方針を策定する。企業は、会計方針の策定及び適用にあたり、企業の具体的な状況及び当該契約グループの条件に基づいて判断を使用する。その会計方針は、（IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」の第10項で記述しているように）目的適合性があり信頼性のある情報をもたらさなければならない、類似した取引、その他の事象及び状況に首尾一貫して適用しなければならない（IAS第8号の第13項）。企業は、当該グループ（契約上のサービス・マージンを含む）を単一の通貨で又は当該グループのキャッシュ・フローの複数の通貨で表示することを決定できる。企業は、当該グループに係る契約上のサービス・マージンが機能通貨で表示されるものと単純にみなすことはできない。単純にそのような通貨表示とみなすと、契約上のサービス・マージンをIFRS第17号の第30項で要求しているように貨幣性項目として扱うことができなくなるからである。

IFRS第17号を適用するにあたり、保険契約グループについて単一の契約上のサービス・マージンがある。したがって、企業がIAS第21号を適用する目的上、契約上のサービス・マージンは当該グループのキャッシュ・フローの複数の通貨で表示されると決定するとした場合には、企業は次のようにすることとなる。

- a. 契約上のサービス・マージンを単一の金額と考えて、機能通貨への換算後に、当該契約グループが不利であるかどうかを評価する。
- b. 純損益に認識すべき契約上のサービス・マージンの金額を、当期に提供されたカバー単位及び将来に提供されると見込まれるカバー単位を決定する単一の方法を適用することによって決定する。

委員会は、自らの分析に照らして、保険契約の外国通貨要素の会計処理方法についての基準設定プロジェクトを作業計画に追加すべきかどうかを検討した。委員会は、そのようなプロジェクトが、国際会計基準審議会（IASB）又は委員会が効率的な方法で扱うことができるほど十分に狭いであろうという証拠を得ていないと考えた。したがって、委員会は基準設定プロジェクトを作業計画に追加しないことを「決定した」。

審議会の検討を求めるアジェンダ決定

金融資産の決済として電子送金で受け取る現金（IFRS 第 9 号「金融商品」） — アジェンダ・ペーパー3

委員会は、2021 年 9 月の IFRIC Update において公表した暫定的なアジェンダ決定に対するフィードバックを検討した。金融資産の決済として電子送金システムを通じて受け取る現金の認識に関するものである。

委員会は当該アジェンダ決定についての議論を完了した。IFRS 財団の「デュー・プロセス・ハンドブック」の 8.7 項に従って、国際会計基準審議会（IASB）はこのアジェンダ決定を 2022 年 7 月の会議で検討する。IASB が当該アジェンダ決定に反対しない場合には、2022 年 7 月にこの IFRIC Update への補遺において公表されることになる。

負の低排出車クレジット（IAS 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」） — アジェンダ・ペーパー4

委員会は、2022 年 2 月の IFRIC Update において公表した暫定的なアジェンダ決定に対するフィードバックを検討した。自動車の炭素排出量の削減を促すための特定の施策が、IAS 第 37 号における負債の定義を満たす義務を生じさせるかどうかに関するものである。

委員会は当該アジェンダ決定についての議論を完了した。IFRS 財団の「デュー・プロセス・ハンドブック」の 8.7 項に従って、国際会計基準審議会（IASB）はこのアジェンダ決定を 2022 年 7 月の会議で検討する。IASB が当該アジェンダ決定に反対しない場合には、2022 年 7 月にこの IFRIC Update への補遺において公表されることになる。

特別買収目的会社（SPAC）：公開株式の金融負債又は資本への分類（IAS第32号「金融商品：表示」） — アジェンダ・ペーパー5

委員会は、2022 年 3 月の IFRIC Update において公表した暫定的なアジェンダ決定に対するフィードバックを検討した。IAS 第 32 号を適用する特別買収目的会社が、発行する公開株式を金融負債又は資本性金融商品のいずれに分類するかに関するものである。

委員会は当該アジェンダ決定についての議論を完了した。IFRS 財団の「デュー・プロセス・ハンドブック」の 8.7 項に従って、国際会計基準審議会（IASB）はこのアジェンダ決定を 2022 年 7 月の会議で検討する。IASB が当該アジェンダ決定に反対しない場合には、2022 年 7 月にこの IFRIC Update への補遺において公表されることになる。

年金契約グループに基づく保険カバーの移転（IFRS第17号「保険契約」） — アジェンダ・ペーパー7

委員会は、2022 年 3 月の IFRIC Update において公表した年金契約グループに関する暫定的なアジェンダ決定に対するフィードバックを検討した。具体的には、ある期間において当該期間における生存についての保険カバーの移転により純損益に認識すべき契約上のサービス・マージンの金額を企業がどのように決定するかに関するものである。

委員会は当該アジェンダ決定についての議論を完了した。IFRS 財団の「デュー・プロセス・ハンドブック」の 8.7 項に従って、国際会計基準審議会（IASB）はこのアジェンダ決定を 2022 年 7 月の会議で検討する。IASB が当該アジェンダ決定に反対しない場合には、2022 年 7 月にこの IFRIC Update への補遺において公表されることになる。

その他の事項

超インフレの親会社による超インフレではない子会社の連結（IAS第21号「外国為替レート変動の影響」及びIAS第29号「超インフレ経済下における財務報告」） — アジェンダ・ペーパー2

委員会は、機能通貨が超インフレ経済の通貨である親会社が、機能通貨が超インフレではない経済の通貨である子会社を連結する場合に適用する会計処理に関する要望書について議論した。

委員会は、提出された事実パターンにIAS第21号及びIAS第29号の要求事項を適用すると、親会社は子会社の経営成績及び財政状態を報告期間の末日現在の測定単位で修正再表示することも修正再表示しないこともできると結論を下した。

次のステップ

委員会は、基準設定プロジェクトを作業計画に追加すべきかどうかを、このトピックに関しての追加のリサーチ及びアウトリーチから得られる情報を検討した後に、今後の会議で決定する。

仕掛中の作業 — アジェンダ・ペーパー8

委員会は、2022年6月の会議で議論しなかった未解決事項の現状についてのアップデートを受けた。

IFRIC Update への補遺 — 委員会のアジェンダ決定

アジェンダ決定は、多くの場合、説明的資料を含んでいる。説明的資料は、IFRS 基準における諸原則及び要求事項についての企業の理解を変える可能性のある追加の洞察を提供する場合がある。このため、企業がアジェンダ決定の結果として会計方針を変更する必要があると決定する場合がある。企業は、当該決定を行い必要な会計方針の変更を適用するための十分な時間（例えば、企業は変更を適用するために、新たな情報の入手やシステムの適用が必要となる場合がある）を与えられることが期待される。会計方針の変更を行うために十分な時間がどのくらいなのかの決定は、企業の具体的な事実及び状況に応じて決まる判断の問題である。それでも、企業は、どのような変更も適時に導入し、重要性がある場合には、当該変更に関連した開示がIFRS 基準で要求されるかどうかを検討することを期待される。

委員会は、次の事項について議論し、基準設定プロジェクトを作業計画に追加しないことを決定した。

負の低排出車クレジット（IAS第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」） — アジェンダ・ペーパー4

2022年7月に公表¹

委員会は、自動車の炭素排出の削減を奨励するための特定の施策がIAS第37号における負債の定義を満たす義務を生じさせるかどうかを質問した要望書を受け取った。

要望書

要望書は、所定の市場での販売のために乗用車を製造又は輸入する企業に適用される政府施策について記述していた。当該施策の下では、ある暦年において炭素の平均排出量が政府の設定した目標を下回る自動車を生産又は輸入した場合には、企業は正のクレジットを受ける。当該年度において炭素の平均排出量が政府の設定した目標を上回る自動車を生産又は輸入した場合には、企業は負のクレジットを受ける。

この施策は、ある年度について負のクレジットを受ける企業に対し、この負のクレジットを正のクレジットの獲得又は放棄によって解消することを要求している。企業は正のクレジットを、他の企業から購入するか又は次年度に（より多くの低排出車を生産又は輸入することによって）自ら創出するかのいずれかによって獲得することができる。企業が負のクレジットを解消できない場合には、政府が企業に制裁を科す可能性がある。こうした制裁は、罰金又は制裁金の支払や経済的便益を有する資源の他の流出を要求しないが、例えば、市場への企業のアクセスを制限することによって、将来における企業の機会を否定することがある。

要望書は、炭素の平均排出量が政府の目標より高い自動車を生産又は輸入した企業のポジションを検討し、そうした企業はIAS第37号における負債の定義を満たす現在の義務を有するのかどうかを質問していた。

適用される要求事項

IAS第37号の第10項は次のようになっている。

- a. 負債を「過去の事象から発生した企業の現在の義務で、その決済により、経済的便益を有する資源が企業から流出する結果となることが予想されるもの」と定義している。
- b. 法的義務（契約、立法又は法律の他の運用から生じる）と推定的義務（企業の行動から生じる）とを区別している。
- c. 義務発生事象を「その義務を決済する以外に企業に現実的な選択肢がないこととなる法的義務又は推定的義務を生じさせる事象」と定義している。

企業に義務を決済する以外の現実的な選択肢がないのは、義務の決済が法律によって強制できる場合、又は、推定的義務の場合には、企業の行動が、企業が当該義務を履行するであろうとの妥当な期待を他の関係者に生じさせている場合のみである（IAS第37号の第17項）。

委員会は、負債を有しているかどうかを判定するにあたり、要望書に記述された企業は次のことを考慮するであろうと考えた。

- a. 負のクレジットを解消する義務の決済が、経済的便益を有する資源の流出を生じさせるかどうか
- b. どの事象が負のクレジットを解消する現在の義務を生じさせるのか
- c. 企業に当該義務を決済する以外の現実的な代替案があるかどうか

委員会の結論

経済的便益を有する資源の流出

企業は、他の企業から正のクレジットを購入するか又は次年度に正のクレジットを自ら創出するかのいずれかにより、その正のクレジットを負のバランスの解消に使用することによって、自らの義務を決済することができる。委員会は、当該義務の決済のいずれの方法も経済的便益を有する資源の流出を生じさせると結論を下した。この資源は、企業が負の残高を解消するために放棄することとなる正のクレジットである。企業は、そうでなければ、自ら創出した正のクレジットを他の目的（例えば、負のクレジットを有する他の企業に売却すること）に使用することができたであろう。

現在の義務を生じさせる事象

IAS第37号における負債の定義は、企業が「過去の事象から発生した（中略）現在の義務」を有していることを要求している。IAS第37号の第19項は、負債の定義を満たすのは、企業の将来の行動とは独立に存在している過去の事象から生じた義務のみであると付け加えている。IAS第37号についての2つのIFRIC解釈指針は、さらに関連性のある要求事項を示している。それらは政府が課す特定の種類の課金を扱っており、どの事象がこれらの種類の課金についての現在の義務を生じさせるのかを明示している。

- a. IFRIC第6号「特定市場への参加から生じる負債—電気・電子機器廃棄物」は、廃棄物管理のコストについての課金を扱っている。立法は、当該課金を企業の所定の機関における特定の市場への参加と関

連付けている。IFRIC第6号における合意事項は、課金が関連付けられている活動を企業が行う際に義務が生じるというものである。

- b. IFRIC第21号「賦課金」は、政府が課す賦課金を扱っている。IFRIC第21号における合意事項は、賦課金を支払う負債を生じさせる事象は、適用される立法において識別されている賦課金の支払の契機となる活動であるというものである。

要望書に記載された事実パターンでは、負のクレジットを解消するという要求の契機となる活動（言い換えると、当該施策が当該要求と関連付けている活動）は、炭素の平均排出量が政府の目標より高い自動車の生産又は輸入である。ある暦年において、炭素の平均排出量が政府の目標より高い自動車を企業が生産又は輸入した場合には、義務は次のようになる。

- a. 過去の事象から生じている。
- b. 企業の将来の行動（企業の事業の将来の遂行）とは独立して存在している。企業の将来の行動が決定するのは、企業が現在の義務を決済する手段（すなわち、他の企業からクレジットを購入するのか、より多くの低排出車の製造又は輸入によって正のクレジットを自ら創出するのか）のみである。

したがって、要望書に記載された事実パターンでは、現在の義務を生じさせる活動は、その暦年に生産又は輸入したすべての自動車についての平均炭素排出量が政府の目標より高い自動車の生産又は輸入である。

委員会は、現在の義務は、ある暦年の末日のみでなく、暦年の中のどの日にでも（その日までの企業の実業又は輸入活動に基づいて）発生する可能性があると考えた。

義務を決済する以外の現実的な選択肢がない

委員会は、要望書に記載された施策は法的義務を生じさせる可能性があるとして結論を下した。

- a. 当該施策に基づいて発生する義務は、法律の運用に由来している。
- b. 政府が当該施策に基づいて科すことのできる制裁は、それによって決済が法律により強制可能となる可能性のある仕組みである。

企業は、決済をしないことに対して考えられる制裁を受け入れることが当該企業にとって現実的な選択肢でない場合には、法的義務を有することとなる。

委員会は、制裁を受け入れることが企業にとって現実的な選択肢であるかどうかを判定するには判断を要すると考えた。すなわち、結論は制裁の性質及び企業の具体的な状況に左右されることとなる。

推定的義務の可能性

委員会は、企業が負のクレジットを解消する法的義務を有していないと判断する場合、負のクレジットを解消する推定的義務を有しているかどうかを検討することが必要となると結論を下した。企業は次の両方を行った場合には推定的義務を有することとなる。

- a. ある暦年において、炭素の平均排出量が政府の目標より高い自動車を生産又は輸入した。
- b. 結果として生じた負のクレジットを企業が解消するであろうという妥当な期待を他者に生じさせる行動をした（例えば、解消するであろうという十分に具体的な現在の声明を行った）。

その他のIAS第37号の要求事項

要望書は、政府の施策がIAS第37号における負債の定義を満たす義務を生じさせるかどうかのみを質問していた。委員会は、そのような義務を識別した後に、企業は当該負債を測定する方法を決定するためにIAS第37号の他の要求事項を適用することとなると考えた。

委員会は、IFRS 会計基準における諸原則及び要求事項が、要望書に記載された事実パターンにおいて、IAS 第 37 号における負債の定義を満たす義務を企業が有しているかどうかを企業が決定するための適切な基

礎を提供していると結論を下した。したがって、委員会は基準設定プロジェクトを作業計画に追加しないことを決定した。

特別買収目的会社（SPAC）：公開株式の金融負債又は資本への分類（IAS第32号「金融商品：表示」） — アジェンダ・ペーパー5

2022年7月に公表¹

委員会は、IAS第32号を適用するにあたり、特別買収目的会社（SPAC）が発行した公開株式を金融負債又は資本性金融商品のいずれに分類するのかに関する要望書を受け取った。SPACとは、まだ特定されていない対象企業を取得するために設立された上場企業である。

要望書は、2つのクラスの株式、すなわち、設立者株式（クラスA）と公開株式（クラスB）を発行するSPACについて記述していた。クラスBの株主は次のようになっている。

- a. SPACの株主が対象企業の取得を承認した場合には株式の払戻しを要求する契約上の権利を個々に有している。
- b. SPACが清算される場合には払戻しを受ける。SPACは、所定の期間内に対象企業の買収が行われなかった場合には清算される。
- c. クラスAの株主とともに、対象企業の取得が行われなかった場合にSPACの存続期間を無期限に延長する契約上の権利を有している。

要望書は、株主がSPACの存続期間を無期限に延長する契約上の権利がクラスB株式の分類に与える影響（特に、SPACの存続期間を延長するという株主の決定はSPACの統制の及ぶ範囲内と考えられるかどうか）に関して質問していた。この評価は、SPACが契約上の義務を決済するために現金又は他の金融資産を引き渡すことを回避できる無条件の権利を有しているかどうかを判定するために必要とされる。

委員会は、IAS第32号には、株主の意思決定が企業の意思決定として扱われるかどうかを評価する方法についての要求事項が含まれていないことに着目した。委員会は、株主の意思決定に関しての類似した疑問が他の状況で生じていることを認識した。株主の意思決定が企業の意思決定として扱われるかどうかの評価は、国際会計基準審議会（IASB）が資本の特徴を有する金融商品（FICE）のプロジェクトにおいて検討する実務上の論点の1つとして識別されている。委員会は、要望書に記載された事項は、単独では、IASB又は委員会が費用対効果の高い方法で対処するには狭すぎると結論を下した。その代わりに、IASBはこの事項をFICEプロジェクトにおけるより幅広い議論の一部として考慮すべきである。これらの理由により、委員会は基準設定プロジェクトを作業計画に追加しないことを決定した。しかし、委員会は、SPACが公開株式の分類について財務諸表の注記において情報を開示することが重要であることに留意した。

年金契約グループに基づく保険カバーの移転（IFRS第17号「保険契約」） — アジェンダ・ペーパー7

2022年7月に公表¹

委員会は、年金契約グループに関しての要望書を受け取った。この要望書は、ある期間において、生存に対する保険カバーの当該期間における移転により純損益に認識すべき契約上のサービス・マージンの金額を企業がどのように決定するのかを質問していた。

事実パターン

要望書は、各契約の保険契約者が次のようになる年金契約グループを記述していた。

- a. 保険料を前払いする。契約を解約する権利や返金を求める権利はない。
- b. 年金期間の開始時から、保険契約者が生存している限り定期的な支払を受ける（例えば、保険契約者が生存している各年についてCU100の固定金額）。
- c. 契約に基づいて他のサービスは受けない（例えば、他の種類の保険カバーや投資リターン・サービスはない）。

事実パターンは、年金期間が契約開始後直ちに開始する契約グループ（「即時年金」）とともに、年金期間が契約開始後の所定の日に開始する契約グループ（「据置年金」）（例えば、2022年に締結した契約で年金期間が2042年に開始するもの）にも言及している。

IFRS第17号における適用される要求事項

IFRS第17号の第44項(e)は、契約上のサービス・マージンの帳簿価額を、当期における保険契約サービスの移転により保険収益として認識した金額について調整することを企業に要求している。企業はこの金額を、契約上のサービス・マージンをIFRS第17号のB119項を適用して当期及び残存カバー期間にわたり配分することによって決定する。

IFRS第17号のB119項は、当該期間に保険契約グループに基づいて提供された保険契約サービスを反映するために、企業は各期間の純損益に契約上のサービス・マージンの金額を認識すると述べている。この金額は次のことによって決定される。

- a. 当該グループの中のカバー単位を識別する。あるグループの中のカバー単位の数は、当該グループの中の契約で提供される保険契約サービスの量であり、各契約について、契約に基づいて提供される給付の量とカバーの予想期間を考慮して決定される。
- b. 当期の末日現在の契約上のサービス・マージンを、当期に提供されたカバー単位と将来に提供されると見込まれるカバー単位に同等に配分する。
- c. 当期に提供されたカバー単位に配分した金額を純損益に認識する。

IFRS第17号の付録Aにおける保険契約サービスの定義は、保険カバーを「保険事故に対するカバー」と記述している。保険事故は「保険契約によりカバーされ、保険リスクを生じさせる不確実な将来の事象」と定義されている。

当該要求事項の事実パターンへの適用方法

要望書は、グループの中の各契約について、当期に提供される保険カバー及び将来に提供されると見込まれる保険カバーの給付の量を決定する2つの方法を示している。

方法1

当期	将来に提供されると見込まれる
保険契約者が当期において正当に請求することのできる年金支払に基づいて決定	保険契約者がカバー期間の終了まで正当に請求することができると思込まれる年金支払（当期末現在での予想される将来の年金支払の残高）の現在価値に基づいて決定

方法2

当期	将来に提供されると見込まれる

<p>次の合計額に基づいて決定</p> <p>i. 保険契約者が当期において正当に請求することができる年金支払</p> <p>ii. 保険契約者がカバー期間の終了まで正当に請求することができる見込まれる年金支払（当期末現在での予想される将来の年金支払の残高）の現在価値</p>	<p>カバー期間の終了まで、将来の各期間の期首現在での予想される将来の年金支払の残高の現在価値に基づいて決定</p>
--	--

IFRS第17号のB119項の適用

IFRS第17号のB119項(a)を適用して、企業は次のことを行う。

- a. 契約グループに基づいて提供されることとなる保険契約サービスを識別する。要望書に記載された事実パターンでは、生存に対する保険カバーが契約グループに基づいて提供される唯一の保険契約サービスである。
- b. グループの中の各契約についての予想カバー期間を考慮する。要望書に記載された事実パターンでは、予想カバー期間は、保険契約者がどのくらい長く生存するのかについての企業の予想を反映することになる。
- c. グループの中の各契約に基づいて提供される給付の量を考慮する。

IFRS第17号は、契約に基づいて提供される給付の量の決定方法を定めていない。その代わりに、各期間に提供される保険契約サービスを反映するというB119項の原則を満たす方法を使用することを企業は要求される。当該原則を満たす方法を選択するにあたり、企業は、(a) 提供される保険契約サービスに関して、契約に基づいて保険契約者に提供される給付、及び(b) 当該給付がいつ提供されるのかを考慮する。事実及び状況に応じて、さまざまな方法が当該原則を達成する可能性がある。

要望書に記載された事実パターンでは、年金契約の契約条件は、保険契約者が生存している限り、年金期間の開始から定期的な金額（例においてはCU100）を請求する権利を保険契約者に提供している。したがって、委員会は次のことに着目した。

- a. 生存に対しての保険カバーに関して契約に基づいて保険契約者に提供される給付は、生存している限り定期的な金額を請求する保険契約者の権利である。保険契約者は、どれだけ長く生存するのかに関しての不確実性に関するリスクを企業に移転することからも便益を得る。しかし、IFRS第17号は、当該保険リスクを非金融リスクに係るリスク調整において、契約上のサービス・マージンと区分して会計処理することを企業に要求している。
- b. 定期的な金額を請求できるという便益は、年金期間の開始から保険契約者が生存している各年において保険契約者に提供される。
 - i. 保険契約者は、年金期間の開始前の各期間における生存に対しては金額を請求する権利を有していない。企業は契約の開始時から保険リスクを受け入れるが、年金期間が開始するまでは、請求できる金額という形での便益を保険契約者に提供していない。IFRS第17号に関する結論の根拠のBC140項からBC141項は、企業は保険カバーのサービスを履行する義務を負う前に保険リスクを受け入れる可能性があるとして説明している。
 - ii. ある年における生存は、将来の各年における生存に対して保険契約者に補償する金額を請求する権利を保険契約者に提供しない。すなわち、将来の各年において金額を請求するという保険契約者の権利は、その将来の各年において保険契約者が生存していることが条件となる。

委員会の結論

委員会は、各年金契約に基づいて提供される生存に対しての保険カバーの給付の量を決定するためにIFRS第17号を適用するにあたり、以下の方法は次のようになると結論を下した。

- a. 保険契約者が正当に請求することのできる年金支払の金額に基づく方法（方法 1）は、各期間に提供される保険カバーを反映するというIFRS第17号のB119項の原則を次のことによって満たす。
 - i. 保険事故（保険契約者の生存）が発生して保険契約者が正当な請求を行う権利が生じる可能性のある期間にのみ、給付の量を割り振る。
 - ii. ある期間に提供される給付の量を、保険事故が当該期間において発生した場合に保険契約者が正当に請求することのできる金額と一致させる。
- b. 予想される将来の年金支払の現在価値に基づく方法（方法 2）は、各期間に提供される保険カバーを反映するというIFRS第17号のB119項の原則を満たさない。その理由は、
 - i. 保険事故が発生しない期間（例えば、据置年金契約の据置期間）に給付の量を割り振ることになる。
 - ii. 保険契約者が請求して給付を受けることが将来の期間においてしかできない金額を考慮することによって、ある期間に提供される給付の量を誤って表現することになる。

要望書は、契約上のサービス・マージンの純損益における認識のみについて質問していた。要望書に記載された年金契約について、企業は保険契約者がどのくらい長く生存するのかに関する不確実性に係る保険リスクを受け入れる。委員会は、企業は（契約上のサービス・マージンとは別に）非金融リスクに係るリスク調整を純損益に認識するためにIFRS第17号の他の要求事項を適用することに留意した。非金融リスクに係るリスク調整は、非金融リスクから生じるキャッシュ・フローの金額及び時期に関する不確実性の負担について企業が要求する報酬を表している。委員会はこうした他の要求事項については議論しなかった。

年金契約グループに基づいて、企業は生存に対する保険カバーに加えて他の保険契約サービス（例えば、据置期間中の死亡に対する保険カバーや投資リターン・サービス）を保険契約者に提供する場合がある。このアジェンダ決定における結論は、提供される他のサービスに関係なく、生存に対する保険カバーに適用される。契約が他の保険契約サービスを提供する場合には、企業はこれらのサービスの保険契約者への移転のパターンを考慮することも必要となる。

委員会は、IFRS 会計基準における諸原則及び要求事項が、要望書に記載された年金契約グループの発行者が、ある期間において生存に対する保険カバーの当該期間における移転により純損益に認識すべき契約上のサービス・マージンの金額を決定するための適切な基礎を提供していると結論を下した。したがって、委員会は基準設定プロジェクトを作業計画に追加しないことを決定した。

1 「デュー・プロセス・ハンドブック」の 8.7 項に従って、2022 年 7 月の会議で、国際会計基準審議会（IASB）はこのアジェンダ決定について議論し、反対しなかった。

Disclaimer: The content of this *Update* does not represent the views of the International Accounting Standards Board or the IFRS® Foundation and is not an official endorsement of any of the information provided. The information published in this *Update* originates from various sources and is accurate to the best of our knowledge.

免責事項：本アップデートの内容は、IASB 及び IFRS 財団の見解を表わすものではなく、提供されるいかなる情報も公式に承認されたものではない。本ニュースレターで公表される情報は、さまざまな情報源から作成しており、我々の知識の限りにおいて正確なものである。

